



the most beautiful
villages
in japan

中札内村は「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています。

なかさつない 農業委員会 だより

HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2021年
NO.41

令和3年9月

◎発行 中札内村農業委員会 〒089-1392 電話(0155)67-2498 FAX(0155)67-2156



豊穡の秋へ 小麦たちの背くらべ

主な記事

Contents

- ◆「相続登記」の義務化が決定！…… P2
- ◆農地の移動状況等を公表します！
ほか… P3
- ◆農業委員会活動報告…………… P4

中札内村農業委員憲章

一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

平成二十八年十月二十五日制定

農地のことなら・・・
農業委員にご相談を！



「相続登記」の義務化が決定！

速 報

民法及び不動産登記法の改正が 4 月 21 日に通常国会で可決成立され、
同月 28 日に公布されました。

背景は？

これまで相続登記には義務がなかったことから、相続登記がされずに長期間放置され、所有者が判明しない、所有者が判明しても連絡がつかない土地や空き家が増加し社会問題化しており、高齢化の進展により今後ますます深刻化するおそれがあるため、これらの問題を解消し、発生を抑制するため法律改正がされました。

改正内容は？

罰則はあるの？



3つのポイント

① 相続登記の義務化

3年以内の申告

・ 正当な理由なく不動産登記を放置した場合

→ 罰則：10万円以下の過料

※注意 法改正前の不動産も適用対象になります。

② 相続人申告登記の新設

3年以内の申告

(遺産分割協議が整わない場合など相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申告すれば相続登記の義務が免除される。)

・ 正当な理由なく申告しなかった場合

→ 罰則：5万円以下の過料

③ 氏名、住所変更登記の義務化

2年以内の申告

・ 登記名義人の氏名や住所変更日から2年以内に变更登记をしなかった場合

→ 罰則：5万円以下の過料

◆相続未登記への新たな対応

→法務局が他の公的機関(住基ネット等)から取得した情報に基づき職権による変更登記が可能になります。(個人の場合は、意向確認と申出が必要)

※注意 法改正前の住所変更等も適用対象になります。

(★経過措置：変更日または施行日のいずれか遅い日から2年以内)

義務化はいつから？

① 相続登記の義務化 ② 相続人申告登記

→公布 (R3.4.28) 後

3年以内の政令で定める日

③ 氏名、住所変更登記の義務化

→公布 (R3.4.28) 後

5年以内の政令で定める日



農地の移動状況等を公表します！

(令和3年4月～令和3年8月末)

令和3年度（令和3年8月末現在）における農地の移動状況等についてお知らせします。

※下段は、前年同期の数値

法 令 名	有償・無償	移転区分	年度	件 数	面積 (㎡)	備 考
農地法第3条	※相対契約等による農地の賃貸借、使用貸借、売買、贈与					
	有 償	所有権移転	R3	0	0	賃貸借
			R2	5	92,211	
		利用権移転	R3	3	85,461	
			R2	5	166,255	
	無 償	所有権移転	R3	2	258,399	贈与
			R2	6	510,688	
		利用権移転	R3	0	0	
			R2	0	0	
農地法第4条	※権利の移転・設定を伴わない農地転用					
	無 償		R3	2	1,169	格納庫、農家住宅
			R2	3	13,354	パンカーサイロ、格納庫等
農地法第5条	※権利の移転・設定を伴う農地転用					
	無 償	所有権移転	R3	0	0	育成舎等
			R2	1	13,977	
		利用権移転	R3	0	0	
			R2	0	0	
基盤強化法	※あっせんによる農地の賃貸、売買等					
	有 償	所有権移転	R3	3	123,836	農業公社売渡
			R2	11	467,184	
		利用権移転	R3	4	231,446	あっせんによる
			R2	2	190,538	
	無 償	所有権移転	R3	0	0	
			R2	0	0	
		利用権移転	R3	0	0	
			R2	0	0	
	合 計			R3	14	700,311
R2				33	1,454,206	

※上記には、北海道農業公社に係る買入、売渡を含む。



農作業中の「クマ出没」にご注意ください！

今年は村内でのクマ出没事例が多数発生しています。出没情報には留意し、クマ類の行動が活発となる早朝や夕方の時間帯、森林や保安林のそばの農地等は特に出没ルートとなりやすいので農作業中の不意の遭遇には十分注意をお願いします。

★七色献立プロジェクト★
食への感謝、収穫の喜びを体感！
「親子で食育体験教室」

八月二十一日(土)に七色献立プロジェクトの一環として、村主催(中札内村農協青年部協力)による「親子で食育体験教室」が開催されました。

この事業は、収穫等の体験を通して農業に触れることで、地場産野菜の理解と関心を深め、食への感謝や地域における野菜の消費拡大を目的としています。

当日は、冒頭に碓井農協青年部長から「コロナ禍にあって事業が開催でき、うれしく思うとともに、今日の事業を通じて農作物ができる過程に少しでも触れてもらい、食を身近なものとしてとらえていただき、食への感謝の気持ちを少しでも感じてもらえれば」とのあいさつをいただきました。

事業には、農協青年部十三名のご協力をいただき、保育園児、小学生の十七名が参加し、野菜の収穫体験、農作業機械の展示見学を行いました。

ジャガイモの収穫体験では、川田一幸さんの圃場で、イモの収穫方法等についてお話をしていただきました。

実際に収穫を行った子どもたちは、袋いっぱいにとれたジャガイモを満足そうな笑顔で運ん



2021 食育体験教室

でいました。
また、その後、会場を移動して山本信吾さんの圃場で枝豆の収穫体験を行い、株毎に収穫した枝豆のサヤを一つ一つ丁寧に収穫する姿が見られ、参加者からもとても楽しかったとの声が多く、コロナ禍にあって手指の消毒や検温、マスクの着用といった感染対策の中での事業開催ではありましたが、子供たちにとっては、収穫の喜びや食のありがたさを感じることができ、貴重な機会となりました。

農業委員会活動報告

令和三年三月～令和三年八月

【三月】

十八日

北海道農業会議第九十回総会(書面決議)

二十五日

第九回総会
第三回全員協議会

【四月】

十二日

中札内地区委員協議
十勝農業委員会連合会
通常総会・事務局協議
会(Web会議)

十六日

二十六日

第十回総会

【五月】

二十五日

第十一回総会

【六月】

一日

南十勝農業委員会連絡
協議会事務局長会議
(更別村)

九日

北海道農業会議第九十一回総会(書面決議)

二十五日

第十二回総会
第四回全員協議会

【七月】

二十六日

第十三回総会

【八月】
二十六日

第十四回総会
第三回広報委員会

STOP!

農地の違反転用

知らずにやっていませんか?

農地に住宅や格納庫を建てたい、駐車場など農地以外の用途で使用する際には、必ず農業委員会の許可が必要です。

手続きをせずに転用すると農地法違反となり、工事の中止や原状回復が必要になることがあります。また、悪質な場合は3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は、1億円以下)の罰金が科される場合があります。

転用をお考えの方は、お早めに地区農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。



<農地に関する各種申請手続き>

毎月15日までにお願ひします!

農業委員会では毎月1回(原則として月の25日前後)に総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等の申請をする場合は、毎月15日(休日の場合は前日)まで申請書を農業委員会まで提出してください。

〈広報委員〉

委員長 島次孝至
委員 坪田隆志
委員 八田富雄
委員 柚原洋子
委員 西野松男
委員 真野盛昭

ご意見・ご感想などを是非お寄せください。

農業委員会だより第41号

発行 令和3年9月